

年金定期 500

(2023年7月3日現在)

| | |
|---|--|
| 1. 商品名（愛称） | 年金定期 500 対象預金:お預入金額 300 万円未満のもの スーパー定期 単利型 300 万円以上のもの スーパー定期 300 単利型 |
| 2. ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫で公的年金を受け取っている個人のお客さま ・当金庫で公的年金の受給手続きを完了したことが確認できる個人のお客さま ・当金庫に年金受取口座を変更したことが確認できる個人のお客さま ※諸事情により満期時に公的年金の受け取りが全額停止しているなど、公的年金の受け取りが当金庫の指定口座に確認できない場合は、継続契約を含め対象となりません。 |
| 3. 期間 | 1年の自動継続扱いとします。 お預け入れ時に、元金継続、元利金継続のいずれかをご選択いただけます。 |
| 4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位 | 一括してお預け入れいただけます。 100 円以上 500 万円以内 1 円単位 |
| 5. 払戻方法 | 満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 | 固定金利 お預け入れ時もしくは自動継続時の年金定期 500 の店頭表示金利を適用します。 ※適用利率は、市場動向の変化などにより変更となる場合がありますので、予めご了承ください。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。 |
| 7. 税金 | 20%（国税 15%、地方税 5%）（ただしマル優ご利用の場合は除きます） ※ 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税（0.315%）が追加課税されます。 |
| 8. 手数料 | — |
| 9. 付加できる特約事項 | マル優のお取り扱いができます。 |
| 10. 中途解約時の取扱い | 満期日前に解約する場合は、別に定める「定期預金の中途解約一覧」のお預け入れ期間に応じた期限前解約利率およびお預け入れ日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 |
| 11. 金利情報の入手方法 | 店頭備え付けの金利表示ボード、窓口、ホームページでご確認ください。 |
| 12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9 時～17 時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 |

次頁へ続きます

13. その他参考となる事項

- ・お預け入れの際は、当金庫で公的年金を受給している確認書類をご提示ください。
例) 年金が振り込まれている預金通帳、年金請求書の受付控、年金変更届
- ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
- ・満期日に当金庫で公的年金のお受取りを確認できない場合は自動継続を停止させていただきます。
- ・専用通帳でのお預け入れとし、総合口座への組入れはできません。
- ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)